

令和2年9月29日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	20	受理年月日	2 . 9 . 18
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>杉本 透 西村 くにこ 曾我部 久美子 楠 梨恵子</p>	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約3分の1という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和3年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和3年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	22-1	付議年月日	元 . 1 2 . 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年に横浜北部方面特別支援学校開校、2021年に小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。特に、県教育委員会が設置した「神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会」中間まとめでも指摘されているように、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区においては早期の特別支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特別支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特別支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしています。</p> <p>2016年に開設された秦野養護学校末広校舎は、小学校の1教室をパーティションで仕切って2教室としているため、音楽の授業などの声・音が筒抜けとなっています。また、末広小学校の特別教室、グラウンド、体育館などは授業で使用することが困難になっているなど、通常の学校ではあり得ない事態となっています。</p> <p>小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室は、グラウンド、体育館、プール等の設置が予定されておらず、本校に比べ劣悪な教育条件となっています。</p> <p>県立高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎ともに、管理職、事務職員が配置されておらず、養護教諭は非常勤職員として配置され、教員配置も手薄であり、子どもたちへの対応が困難な状況となっています。</p> <p>高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室において、本校と同水準の教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>2016年の痛ましい相模原殺傷事件に私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要であると痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の子どものためにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p>			

陳情項目

- 1 特別支援学校を希望する児童・生徒数の増加が見込まれる横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区の地域に対応する特別支援学校を新設してください。
- 2 県立高校内特別支援学校分教室(20分教室)、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備や教職員体制を確保してください。
- 3 高等部卒業後の生活を支えるため、障害者支援施設や日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対する支援を充実させてください。

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <p>(1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査</p> <p>(2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査</p> <p>(3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査</p> <p>(4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

令和2年8月19日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和2年6月17日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい  
ので、よろしくお願ひします。

陳情番号 第38号

件 名 (株)こどもの森保育所新設補助金交付の決定取り消しについての陳情

陳情番号	38	付議年月日	2. 6. 19
件名	(株)こどもの森保育所新設補助金交付の決定取り消しについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(株)こどもの森の新設保育所の施設整備<sup>ため</sup>の補助金交付の決定取り消しと設置認可取り消しについて、議会として県にはたらきかけていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(株)こどもの森が選定事業者候補として、事前協議書に添付した書類 提出資料番号6 (神奈川県保育所認可等の手引きの新設編の中で提出すべき資料であり、住民説明後に保育所を開設することの申請ができる条件となる資料) の見直しを要求します。同資料は、茅ヶ崎市を經由して神奈川県児童福祉審議会の事前協議で「保育所の施設整備に関する周辺住民等への説明が分かるもの」として審査されます。</p> <p>この、「保育所の施設整備に関する周辺住民等への説明の状況が分かるもの」として添付した資料は偽りであることを疎明いたします。本件の反対署名は114名あり、その誰一人として令和2年5月8日までに事前説明を受けていません。同年5月8日に、たった7軒にだけ郵便受けに「保育所になる予定」との手紙が投かんされていたのみでした。選定事業者として認可されたことが、虚偽の書類提出の上に成り立ったことを明白にしたい。</p> <p>茅ヶ崎市の認可さえおりてしまえば、県へ申請を通してしまおうという近隣住民への説明問題は無視した、力技の決定ありきの同社の態度に、住民は脅威を感じております。小学生の通学時間と保育所登園ラッシュは重なりますが、保育園関係者によって私たちが事故にあった場合、誰が私たちの安全を保障してくれるのでしょうか。本陳情は茅ヶ崎市議会でも、継続審査中ですが補助金交付の決定取り消しと、設置認可取り消しを議会として県にはたらきかけていただきたくここに陳情いたします。</p>			

令和2年9月4日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和2年6月18日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい  
ので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第40号

件 名 「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」における背景要因の解明を  
徹底的に求める陳情

陳情番号	40	付議年月日	2 . 6 . 19
件名	「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」における背景要因の解明を徹底的に求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」の判決で証拠事実とされ、検証委員会「中間報告」で指摘された虐待の背景要因を徹底的に解明し、真に利用者本位の支援のあり方を提言してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2016年7月26日、19人もの尊い生命を奪い、26人に重軽傷を負わせた「津久井やまゆり園殺傷事件」(以下、殺傷事件)が起きてから、まる4年になろうとしています。この事件の真相解明を期待し注目された裁判は、本年1月に始まりました。遺族や被害者家族は勇気を奮って証言台に立ち、植松聖被告に問いかけ、痛切な思いを伝えました。裁判は短期間に終結し、3月16日、植松被告(以下、植松)には極刑が言い渡され、3月31日に刑は確定しました。</p> <p>しかし、多くの障害当事者や家族、支援者は、「未だに事件は終わっていない」という気持ちです。遺族や被害者家族も同様の思いであると思います。それは植松が、裁判の最初から結審まで、一貫して「重度障害者は不幸しか作れない」、「意思疎通できない人は社会の迷惑」、「殺した方が社会の役に立つ」という、きわめて「ゆがんだ考え」を主張し続けたからです。</p> <p>遺族や被害者家族の立場からすれば、植松の「ゆがんだ考え」の背景要因が明らかにされ、残虐な行為の重大性や罪深さを、植松自身に認めさせる裁判であるべきでした。けれども、裁判の争点が「植松被告の刑事責任能力の有無」に限定されてしまい、植松の犯行動機<sup>いま</sup>の背景要因を明らかにすることはできませんでした。</p> <p>それでも判決文では、「犯行動機の中核である被告人の重度障害者に関する考えは、被告人自身の本件施設での勤務経験を基礎としている」と明言し、その「証拠上認められる前提事実」として、津久井やまゆり園における入所者への虐待行為をあげていました。</p> <p>裁判と並行して行われた、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の「中間報告」が、本年5月18日に公表されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、「かながわ共同会」や津久井やまゆり園職員のヒアリングは行われませんでした。入所者支援に係る文書、会議等の記録などの検証が行われました。</p> <p>その結果「中間報告」では、「身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たす必要があるが、園では3要件のうち1つでも該当すればよいと認識しており、会議で伝達されていた」、「24時間の居室施設を長期間にわたり行っていた」ことを確認し</p>			

ています。また「身体拘束を行う場合の、園内での内部決裁を行う手続きについて、身体拘束の理由が未記載など、記載内容が不十分にもかかわらず決裁されていた」などの検証結果が報告されています。

インターネットなどでは、いまでも植松の「ゆがんだ考え」に同調するような書き込みが絶えません。そのため多くの障害がある人と家族たちは不安を抱えたままなのです。裁判が終わってしまったいま、植松の犯行動機となった「重度障害者は不幸しか作れない」などの「ゆがんだ考え」の背景要因と、津久井やまゆり園における入所者支援の因果関係を明らかにできるのは、神奈川県と「かながわ共同会」でしかありません。

以上の理由から、「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」における背景要因の解明を徹底的に求めることを陳情致します。

令和2年9月7日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和2年8月19日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい  
ので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第45号

件 名 茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育園に関する住民説明会を求め  
る陳情

陳情番号	45	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育園に関する住民説明会を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>保育園運営会社(株)こどもの森と茅ヶ崎市保育課が合同で近隣住民への全体説明会をおこなうように、神奈川県議会から関係機関に働きかけてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>保育園開設により生活道路に不便が生じる。</p> <p>クラスター火災と交通事故リスクが上がる為、安全対策<sup>ため</sup>について(株)こどもの森担当者を同席のうえ、茅ヶ崎市保育課から住民への明確な全体説明をお願いします。</p>			

陳情番号	47	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	津久井やまゆり園等における支援の実態とその背景要因の解明を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>県は、障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会等により、虐待の疑いの強い不適切な支援の背景とその要因について解明を進めてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2016年7月26日、19人もの尊い生命を奪い、26人に重軽傷を負わせた「津久井やまゆり園事件」(以下、事件)が起きてから、4年が過ぎました。この事件の真相解明を期待し注目された裁判は、本年1月に始まり、遺族や被害者家族は勇気を奮って証言台に立ち、植松聖被告(当時、以下、植松)に問いかけ、痛切な思いを伝えました。裁判は3月16日に、植松に極刑を言い渡し、同月31日に確定しました。</p> <p>しかし、多くの障害当事者や家族、支援者は、「未だに事件は終わっていない」という気持ちです。遺族や被害者家族も同様の思いであると思います。それは植松が、裁判の最初から結審まで、一貫して「重度障害者は不幸しか作れない」、「意思疎通できない人は社会の迷惑」、「殺した方が社会の役に立つ」という、きわめて「ゆがんだ考え」を主張し続けたからです。</p> <p>遺族や被害者家族の立場からすれば、植松の「ゆがんだ考え」の背景要因が明らかにされ、残虐な行為の重大性や罪深さを、植松自身に認めさせる裁判であるべきでした。けれども、裁判の争点が「植松被告の刑事責任能力の有無」に限定されてしまい、植松の犯行動機の背景要因を明らかにすることはかないませんでした。</p> <p>それでも判決文では、「犯行動機の中核である被告人の重度障害者に関する考えは、被告人自身の本件施設での勤務経験を基礎とし」としていると明言し、その「証拠上認められる前提事実」として、津久井やまゆり園における入所者への支援の状況をあげていました。</p> <p>裁判と並行して行われた、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の「中間報告」がまとめられ、その検証を引き継ぎ、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置され、本年7月29日にスタートしました。本検討部会は、6つの県立障害者支援施設の検証を目的としていますが、その発端となった津久井やまゆり園の支援と虐待の疑いの強い不適切な支援の検証は、重要な課題です。</p> <p>インターネットなどでは、いまでも植松の「ゆがんだ考え」に同調するような書き込みが絶えません。そのため多くの障害がある人と家族は不安を抱えたままなのです。裁判が終わってしまったいま、「重度障害者は不幸しか作れない」などを理由に、残虐な殺傷行為に及んだ植松の動機の証拠事実と判決された、津久井やまゆり園における虐待の疑いの強い不適切な支援の背景とその要因を明らかにできるのは、神奈川県と「かながわ共同会」でしかありません。</p>			

### 3 陳情項目

- (1) 「津久井やまゆり園事件」の判決文で「証拠上認められる前提事実」とされた当時の支援の実態とその背景要因の解明
- (2) 「津久井やまゆり園」等をはじめとする県営施設における個別虐待の解明
- (3) 上記を踏まえた上での施設現場への反映並びに社会への発信が必要と考えます。

陳情番号	48	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育園に関する住民説明会を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>① 保育運営会社(株)こどもの森に対し、当該法人が茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育所(以下「本件保育所」という。)に関し、近隣住民を対象とした説明会を開催するよう指導してください。</p> <p>② 茅ヶ崎市に対し、本件保育所の設置に関し、近隣住民に丁寧な説明と誠実な対応を行うよう要請してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>本件保育所が開設された場合、生活道路に不便が生じるとともに、クラスター火災や交通事故リスクが上がることを懸念されることから、本件保育所の近隣住民として、本件保育所の設置に係る安全対策等について、保育運営会社(株)こどもの森や本件保育所の設置に係る事業を公募した茅ヶ崎市から説明を聞き、適切な対応を求めることが必要であるため。</p>			

陳情番号	50-1	付議年月日	2 . 9 . 16
件名	コロナ禍のもと、子どもたちが安全・安心に学ぶために少人数学級とエアコン設置を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>子どもたちは、今までにない短い夏休みを経て猛暑の中での新学期を迎えています。新婦人で行っている子どもアンケートからは、「感染者が減らない中での密の教室が心配」、「こんな時だからこそ、先生に質問できる人数にしてほしい」「子どもが明日行きたくないと泣く」など、学校生活が苦痛となっている子どもたちの様子と、保護者が心配している様子が伝わってきます。</p> <p>コロナ禍で、一番戸惑い、迷い、傷ついたのは子どもたちです。いまこそ「子どもの最善の利益」「意見表明権」を保障し、世界からみても遅れている少人数学級を実現するときです。</p> <p>また子どもたちの体力の落ちが心配されているなか、体育の授業は何より大事になってきます。しかし、夏のエアコンのない体育館での授業は命に関わります。避難所の役割の観点からも、小学校・中学校・高校の体育館のエアコン設置は急務です。</p> <p>子どもたちの命と健康を守りながら、子どもたちの最善の利益を確保するためには、思い切った手立てが必要です。すべての子どもたちが、このコロナ禍でも自分が大事にされたと感じられるようなきめ細かい配慮と、それに伴う予算をつけていただけますよう、以下の陳情をします。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <p>1 教室の「密」をさけ、どの子にもゆきとどいた教育を保障するため、20人学級をめざし、ただちに少人数学級を実施してください。そのために正規の教職員を増やしてください。</p> <p>2 学校施設（教室、体育館、特別教室、調理室など）への空調（冷房）設置へ、財政支援をおこなってください。</p>			

# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	28	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	国に対して、公立・公的病院の「再編・統合」の強制を改めることの意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」として対象となる病院名を公表し、神奈川県でも、10病院を公表しました。神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。そうした実情を見ることなく出された唐突な公表に対し、名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県は、10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、「いずれも地域に必要な医療機関との認識」としています。地域的・個別的な事情を考慮することなく、特定のデータ、全国一律の基準によって再編・統合の検討を求める方法を改めるよう、国に対する「意見書」の提出を陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、公立公的病院の4分の1超にあたる全国424病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を公表しました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内10病院が含まれています。</p> <p>厚生労働省の唐突な公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。神奈川県は10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、①県民のいのちを守るために適切な医療を提供していくことが何よりも大切。②現場感覚を踏まえると、いずれも地域に必要な医療機関との認識。③当該医療機関が今後も必要な機能を担うとともに、県民が不安にならないよう、当事者である医療機関をはじめ、まずは地域の医療機関等と話し合いながら、地域全体との望ましい医療のあり方について、しっかり検討していくとし、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめていくとしています。</p> <p>このように、神奈川県が賢明な判断に立って対応されていることを、大いに評価します。今回の公表と要請は、地方自治の自主性と権限をないがしろにする行為だと言わざるを得ません。こうした行為を二度と行わないよう、国に対する意見書の提出を要望します。</p>			

陳情番号	43	付議年月日	2.6.19
件名	新型コロナ第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>地域住民のセーフティネットである第一線医療が崩壊しないよう、県として医療機関への支援策を充実し迅速に対応してください。</p> <p>各交付金等の活用で、国のコロナ支援制度でカバーしきれない部分を補填する制度を県として創設してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度</li> <li>・医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度（対象月の拡大）</li> <li>・発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度（助成限度額の拡充）</li> </ul> <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、依然医療現場では感染への不安から患者の受診控えが続き、医業収入の大幅減という厳しい状況が生まれています。当会が5月末に行った会員アンケートによると、医科・歯科ともに3月、4月、5月と減収幅は拡大し、前年同月比で30%を超える減収の医療機関が医科では4割、歯科では半数に上ります（5月）。とりわけ歯科は、緊急性の低い歯科治療の延期を求める趣旨の事務連絡が厚労省から出た影響もあり（4月6日付事務連絡）、8割超の歯科診療所が何らかの診療縮小を行っていることも明らかになりました。持続化給付金及び融資を検討している医療機関は4割に上るなど、もともと経営体力の弱い歯科の経営悪化は深刻です。</p> <p>また医療物資の不足・高騰の中で、感染リスクにさらされながらも、コロナ疑い患者への対応と通常診療の両立を続ける開業医の姿も浮き彫りになっています（内科診療所の7割がコロナ感染を疑う患者の来院を経験）。しかしこのまま秋冬の第2波、第3波を迎えると、経営悪化と院内感染リスクのダブルパンチで閉院・倒産に追い込まれる医療機関が一気に増える恐れがあり、地域医療の崩壊が危ぶまれます。</p> <p>神奈川県民の健康を守るため、第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を一層強めていただきたく、陳情します。</p>			

陳情番号	46	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	感染するリスクの高い65歳以上の高齢者を対象に無料でPCR検査をする体制を整え実施することについて陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情要旨</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は止まりません。これから秋から冬にかけてコロナの新規感染者は増え、高齢者の死亡者は増えると予想されます。そこで私は提案いたします。国が手をこまねいてPCR検査を積極的に行っていない現状で、自治体が独自で無料でPCR検査を実施していただけないでしょうか。神奈川県民を新型コロナから命を守るためには絶対必要になっています。「誰でも いつでも 何度でも」検査できるという「世田谷モデル」の検査拡大システムをそのまま真似しろとまでは言いませんが、少なくとも感染するとリスクの大きい65歳以上の高齢者を対象に無料でPCR検査をする体制を整えるように働きかけてください。</p> <p>陳情内容</p> <p>現在の新型コロナウイルスの感染状況の概略を簡単に示します。(数字は日々更新されています)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県の事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数 4,419人</li> <li>死亡者数 108人</li> </ul> </li> <li>・ 東京都の事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数 19,333人</li> <li>死亡者数 350人</li> </ul> </li> <li>・ 日本の事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数 62,507人</li> <li>死亡者数 1,181人</li> </ul> </li> <li>・ 世界全体の事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数 23,424,844人</li> <li>死亡者数 808,716人</li> </ul> </li> </ul> <p>今政府筋の発表では、コロナの感染はピークを過ぎているとマスコミで発表されています。が、神奈川県内では24日、すでに新型コロナウイルスに感染していた4人が死亡し、新たに39人が感染したことが確認されたと発表されました。更に県内では、横浜市で3人の死亡を確認。うち90代男性と80代女性は、クラスター（感染者集団）が発生した済生会横浜市南部病院に入院し、もう1人の80代女性はクラスターが発生した県内の老人ホームに入居していた。川崎市でも、7月17日に陽性と判明した70代男性が死亡しました。特に最近の傾向として、夜の繁華街での爆発的</p>			

感染発生から、沖縄などの地方都市に感染拡大しています。また、若年の無自覚無症状感染者から家庭内の家族に感染、そこから、家庭内の高齢者に感染する事例が顕著になっているようです。

私などは一歩外に出ることが怖くてたまりません。まして、混雑する電車に乗って通勤電車に乗るのは尚更なおに感染の恐怖でいっぱいです。そこで私は提案いたします。国が経済とコロナ抑制と言う矛盾した政策を掲げ、未だ手いまをこまねいている内に、特に高齢者が次々に重症化し亡くなっています。PCR検査を積極的に行っていない現状では、ますます無症状患者から感染する恐れが広がっています。まして、これから秋から冬にかけてコロナの新規感染者は拡大累増しそうです。そこで、自治体が独自に無料でPCR検査を実施していただけないでしょうか。

「Go To Travel」キャンペーンを東京除外から許可することよりも、市民を新型コロナから命を守るの方が最優先です。そのためには、絶対にPCR検査は更に必要になってきています。既に、東京都世田谷区では新型コロナウイルスの感染防止策として、1日に2000～3000件のPCR検査ができる体制整備の検討を始め、「誰でも いつでも 何度でも」検査できる「世田谷モデル」として早期発見や治療につなげ、感染の広がりを抑える施策を実施している。既に今、世田谷区では、区内すべての介護施設職員や保育士ら約2万人を対象に、新型コロナウイルスのPCR検査を一斉に行う方針を固めています。この総額約4億円の費用は公費負担のようです。思い切った検査拡大のシステムは、深刻な感染拡大が起きた米ニューヨーク州で既に実現して成果を上げています。無症状で自覚がない段階の感染者をすくい上げ、迅速に対応することで、同州では感染者が劇的に減少しました。フランスで導入されたPCR検査を迅速化する日本製の自動検査機器は1度に100件単位の検査が可能で日本でも販売が認可されたようです。世田谷区保坂区長は「最大の経済対策は誰でも、いつでも、何度でもPCR検査をできる体制づくりだ。」と話しています。「誰でも、いつでも、何度でも」とは言いませんが、少なくとも65歳以上の県内の高齢者に擬陽性を考慮してPCR検査を無料で複数回、是非とも実施してください。

# 兩局共管陳情

陳情番号	53	付議年月日	2.9.17
件名	新型コロナウイルス第2波感染にともなう要望に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、高齢者、基礎疾患のある人が、「いつでも、だれでも、何度でも」「無料で」受けられる検査体制を拡充してください。診療や検査の対応が可能な最寄りの医療機関を受診できるよう体制を確立してください。また、市町村でも同様に実施できるようにしてください。</p> <p>(2) 一定の条件で感染者が発生していない医療機関、高齢者施設等の入所者、従事者が検査を受けられるよう体制を整備してください。</p> <p>(3) 医療・介護現場に物心両面の支援を引き続き実施してください。経営危機を理由に地域から身近な病院をなくさないよう地方自治体、医師会、研究者、地域の声を受け止め対処してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>コロナ・パンデミックのもとで、高齢者は「自粛」を強いられ外出もままならず、通院も控えています。独り暮らしの人や、介護を受けている人、障害を持つ人、家族も不安を抱えて毎日を過ごしています。秋から冬に向け季節性インフルエンザの流行期も重なり、油断をできない状況となります。</p> <p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」決定や厚生労働省記者発表では、検査体制、医療提供体制の確保・拡充を要請しています。とりわけ高齢者、基礎疾患を有する人への感染防止の徹底を求めています。</p> <p>神奈川県議会においては、神奈川県民の要望を受け止めていただき、早急に具体的対策を実施されるよう陳情いたします。</p>			